
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル (VC) ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）において、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル (VC) ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い（以下「VC ファンドへの出資持分に係る取扱い」という。）に関してこれまでの経緯及び今後の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（今後の進め方に関する意見）

2. VC ファンドへの出資持分に係る取扱いに関する今後の進め方に関する事務局の提案に賛同する。
3. 時価評価の対象に関して、「VC ファンドが保有する構成資産」と「VC ファンドへの出資持分（投資）」のいずれであるかを明確にしながら議論を進めていただきたい。

（追加で検討すべき論点に関する意見）

4. VC ファンドが連結子会社等に該当する場合の取扱いに関して、追加で検討することが考えられる。
5. VC ファンドが保有する市場価格のない株式の測定に関して、取得原価と時価評価（評価差額は純損益）のいずれを原則的な取扱いとするかを整理することが考えられる。

（VC ファンドに相当する組合等の定義に関する意見）

6. 金融商品の特性上及び国際的な調和という視点からも、金融商品会計においては合理的に時価評価できるものは時価で測定するというのが基本的な考え方になると考えている。この観点からは、VC ファンドの構成資産の一部である市場価格のない株式を合理的に時価評価できるのかがポイントとなるが、規模も含めて様々な VC ファンドが存在している状況において、合理的な時価評価ができるかどうか懸念を有している。このため、VC フ

ファンドの実態を調査していただきたい。

(市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱いに関する意見)

7. 仮に非上場株式といった市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）を認めた場合、信頼性の高い情報により時価が算定される上場株式については時価評価差額を純損益として認識しないことと逆転している感があり違和感がある。この点は、市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱いと関連するものとして検討いただきたい。

(時価評価のオプションを設けることに関する意見)

8. 今回のプロジェクトは、ファンドの透明性を高めることで投資家を呼び込むということが目的としていることを踏まえると、時価評価するオプションを設けることに懸念がある。オプションを設けることは、企業間の比較可能性を低下させるとともに企業等に裁量の余地を与えることとなるため、時価評価が困難というだけでは理由として弱いと考える。

(時価評価に関する意見)

9. VC ファンドの投資先に関しては、投資初期というのは赤字であることが一般的には多いと考えており、監査対応も考えると、保守的に評価して損失を計上する可能性が一定程度出てくると考えられる。機関投資家の観点からは、単年度の収支よりも中長期的な観点から VC ファンドへの投資を行っている場合があり、時価評価（評価差額は純損益）を認めることが投資家にとってポジティブな面だけではないと考えられることから、利害関係者と十分にコミュニケーションを取る必要があると考える。

以 上